

保育園(所)・こども園(長時間)退園届

平成 年 月 日

台東区長 殿
台東区教育委員会 殿

住所 台東区 丁目 番 号
保護者 氏名 ㊦

下記のとおり、退園(所)したいのでお届けします。

退園年月日	平成 年 月 日		
保育園・こども園名	保育園(所)・こども園		
児童氏名	生年月日	年齢	摘要
1.	平成 年 月 日生	才	
2.	平成 年 月 日生	才	
3.	平成 年 月 日生	才	
退園理由			
<input type="checkbox"/> 区外転出のため	転出年月日	平成 年 月 日	
	転出先住所	〒 -	
	転出先電話番号		
	転出後の保育について <input type="checkbox"/> 現在の保育園に引き続き在園を希望する。 <input type="checkbox"/> 転出先自治体の保育園に入園を希望するが、新たな施設が決まるまでは、引き続き在園を希望する。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 家庭保育するため			
<input type="checkbox"/> その他			

課長	係長	担当

園長	

区外に転出する場合の注意点

現在の保育園(施設)に引き続き在園を希望する場合

転出日の属する年度末までは、現在の保育園(施設)を引き続き利用することが可能です。

転出の日から(月の途中の場合は転出の翌月1日から)は、転出先の自治体において給付することとなりますので、次のとおり手続きをしてください。

- (1) 台東区のお子さまとしては一旦退園となるため、「退園届」を提出してください。(認可保育園の場合)
- (2) 台東区の支給認定証を保育相談係に返還してください。
- (3) 転出先の自治体のお子さまとしての支給認定申請・利用申請を、住所変更の手続きを行う際に、転出先自治体の保育園入園窓口で必ず行ってください。

※「台東区内在勤者」については、翌年度以降も継続が可能です。年度ごとに転出先の自治体を通じて、継続の申請が必要となります。

※「台東区内在勤者」とは、勤務地が台東区内であり、翌年度以降もその勤務先での勤務が見込まれる場合をいいます。「育児休業中」や「就労内定」の場合は含まれません。

※もし「台東区内在勤者」が、「職場の異動」「職場を退職」などにより、台東区内で勤務ができない状態になった場合には、事実が判明した月の月末で退園となります。

転出先自治体の保育園に入園を希望する場合

転出日以前に、転出先自治体への利用申込を行なう場合には、台東区役所児童保育課で受付後、転出先自治体へ台東区が協議書を送付いたします。自治体によって必要な書類や締切日が異なるため、早めに台東区役所児童保育課の窓口に相談してください。